

1) 認定区分について

保育所等の利用を希望する場合は、市町村へ申請をし、利用するための認定(1号・2号・3号)を受ける必要があります。
 保育所等を利用するための認定「2号・3号認定」を受けるためには、「保育を必要とする事由」が必要です。
 認定されると、市町村から「支給認定通知書」が交付されます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
3号認定	・満3歳未満 ・保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育利用）
2号認定	・満3歳以上 ・保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育利用） 幼稚園（預かり保育）
1号認定	・満3歳以上 ・保育の必要な事由に該当しない	認定こども園（教育標準時間） 幼稚園（教育標準時間）

保育の必要な事由	内 容	保育時間
①就労	1ヶ月に64時間以上労働することを常態としている場合。	・保育標準時間 （月120時間以上の勤務） ・保育短時間 （月64時間以上120時間未満の勤務）
②妊娠・出産	妊娠中または産後間もない場合。（産前8週、産後8週）	・保育標準時間
③疾病・障がい等	病気もしくは負傷している場合。精神もしくは身体に障がいを有している場合。	
④親族の介護・看護等	親族を常時介護または看護している場合。（長期入院等を含む）	
⑤災害復旧等	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合。	
⑥求職活動	求職活動を行っている場合。（利用期間：求職開始月あわせて3ヶ月間） ※在園児の場合、保護者の求職による申立書の利用は原則年度1回限りとなります。3ヶ月間に満たない場合でも、1回の利用となります。	・保育短時間
⑦就学	学校教育法に定められている学校や職業訓練校に通学している場合。	・保育標準時間 （月120時間以上の就学） ・保育短時間 （月64時間以上120時間未満の就学）
⑧虐待等	虐待やDVのおそれがある場合。	・保育標準時間
⑨育児休業 （在園児のみ）	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合。 ※育児休業終了日は原則として生まれた子の2歳の誕生日の前日までとする。 それまでに職場復帰を行うことが条件。	・保育短時間
⑩その他	市長が認める上記に類する状態	

※保育時間については、3ページをご参照ください。

認定区分 確認チャート （利用できる施設を確認できます）

